

集合注射会場における犬の登録確認とマイクロチップ特例制度への対応について

1 犬の登録について

狂犬病予防法により、犬の飼い主は、鹿沼市に飼い犬の登録をしなければいけません。鹿沼市の狂犬病予防集合注射は、鹿沼市に登録がある飼い犬を対象に行うため、会場にて登録があるか確認いたします。会場にて登録が確認できない場合は、新規登録の手続が必要になります。新規登録手続は、会場でも行うことができます。(手数料 3000 円)

2 マイクロチップ特例制度について

令和 8 年 4 月 1 日より、鹿沼市はマイクロチップ特例制度に参加します。これにより、令和 8 年 4 月 1 日以降に新規登録を行うマイクロチップ装着済の犬の飼い主は、環境省のマイクロチップ情報変更登録を行うことで市への登録も行ったとみなされるようになり、市役所にて鑑札の交付を受ける必要がなくなります。

3 狂犬病予防集合注射会場における登録確認の方法について

(1) 鑑札交付を受けた場合

はがきを持参していただくことで、登録が確認できます。

既に登録済の犬については、市よりはがきを送付いたします。

集合注射の期間中に鑑札交付を受けた場合、登録時にはがきを配付、または郵送いたします。

(2) マイクロチップ情報変更登録を行った場合

市への登録が確認できた時点で、通知と集合注射の問診票を郵送いたします。

市からの通知と問診票、マイクロチップ登録証明書を持参していただくことで、登録が確認できます。

マイクロチップ情報変更登録を行い、注射を受けたい日の 2 日前までに市からの通知が届かない場合は、環境部までお問い合わせください。(0289-65-1064)

その他ご不明な点等ございましたら、環境部までお問い合わせください。

(0289-65-1064)